

法規9 バリアフリー法、耐震改修促進法

- 1 既存の特定建築物に専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターを設置する場合、所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該エレベーターについては、建築基準法の一部の規定は適用されない。
- 2 特定行政庁は、特別特定建築物の維持保全をする建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特当該別特定建築物立ち入り、特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 建築主等は、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合、その計画に特定建築物の建築の事業に関する資金計画を記載しなければならない。
- 4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 主務大臣は、認定建築主等が認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 保健所は、バリアフリー新法に規定する特定建築物に該当する。
- 7 所管行政庁は、建築主等に対して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
- 8 浴室は、バリアフリー新法に規定する建築物特定施設に該当しない。
- 9 特定建築物を建築しようとするものは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 10 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合は、その計画には、特定建築物の建築の事業の実施時期を記載しなければならない。
- 11 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法の規定による確認の申請書を提出して、適合通知を受けるよう申し出ることができる。
- 12 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、遊技場を建築しようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 13 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、飲食店は、特定建築物である。
- 14 耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている幼稚園(床面積の合計が500m²、地上2階建てのもの)の所有者は、当該幼稚園について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 15 耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている賃貸の共同住宅(床面積の合計が1,000m²、地上3階建てのもの)の所有者は、当該共同住宅について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 16 所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 17 耐震改修促進法20条により、所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 18 耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。
- 19 分譲の共同住宅は、その規模にかかわらず、特定既存耐震不適格建築物に該当しない。
- 20 特定既存耐震不適格建築物に該当しない建築物であっても、当該建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 21 所管行政庁は、申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、耐震改修の計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 22 「耐震関係規定」及び「耐震関係規定以外の建築基準法令の規定」に適合しない部分を有する特定既存耐震不適格建築物について、計画の認定を受けて耐震改修を行う場合には、その適合しない部分について、これらの規定に適合するよう改修しなければならない。
- 23 所管行政庁は、階数が2で、かつ、床面積の合計が500m²の保育所について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所有者に対し、必要な指示をすることができる。

法規9 バリアフリー法、耐震改修促進法

- 1 ○ バリアフリー法第23条により、既存の特定建築物に専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターを設置する場合、所定の基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該エレベーターについては、建築基準法の一部の規定は適用されない。
- 2 × バリアフリー新法第53条第3項により、特定行政庁ではなく、所管行政庁が行なう。
- 3 ○ バリアフリー法第17条第2項第四号により、特定建築主は、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合、その計画に特定建築物の建築の事業に関する資金計画を記載しなければならない。
- 4 ○ バリアフリー法第53条第4項により、所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 × バリアフリー法第21条により、認定建築主等が認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるのは、所管行政庁である。
- 6 ○ バリアフリー法施行令第5条八号により、保健所は特別特定建築物であり、特定建築物に該当する。
- 7 ○ バリアフリー法第16条第3項により、所管行政庁は、建築主等に対して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。
- 8 × バリアフリー法施行令第6条第十号、同施行規則第3条により、浴室は、建築物特定施設に該当する。
- 9 × バリアフリー法第17条第1項により、所管行政庁の認定を申請することができるが、認定を受けなければならないわけではない。
- 10 ○ バリアフリー法第17条第2項第五号、同法施行規則第9条により、建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請する場合は、その計画には、特定建築物の建築の事業の実施時期を記載しなければならない。
- 11 ○ バリアフリー法第17条第4項により、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法の規定による確認の申請書を提出して、適合通知を受けるよう申し出ることができる。
- 12 ○ バリアフリー法第6条、同第16条、同令第17条第十二号。遊技場を建築しようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 13 ○ バリアフリー法施行令第4条第十五号。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、飲食店は、特定建築物である。
- 14 ○ 耐震改修促進法14条一項により、耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている幼稚園(床面積の合計が500m²、地上2階建てのもの)の所有者は、当該幼稚園について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 15 ○ 耐震改修促進法14条一号、同法施行令第6条1項七号、2項三号により、耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている賃貸の共同住宅(床面積の合計が1,000m²、地上3階建てのもの)の所有者は、当該共同住宅について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 16 ○ 耐震改修促進法20条により、所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 17 × 耐震改修促進法20条により、所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 18 ○ 耐震改修促進法34条一号により、耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。
- 19 ○ 分譲の共同住宅は、その規模にかかわらず、特定既存耐震不適格建築物に該当しない。
- 20 ○ 特定既存耐震不適格建築物に該当しない建築物であっても、当該建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 21 ○ 耐震改修促進法17条4項により、所管行政庁は、申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、耐震改修の計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 22 × 耐震改修促進法17条3項三号、四号、6項により、特定既存耐震不適格建築物について、改修工事の内容が耐震性の向上のために必要と認められ、「耐震関係規定以外」の不適合事項が引き続き存続することがやむを得ないと認められる場合には、改修工事後も引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができる。したがって、耐震関係規定以外の部分は、改修しなくてもよい。
- 23 × 耐震改修促進法15条2項により、所管行政庁は、所定の特定既存耐震不適格建築物(保育所は、同法施行令第8条1項十八号に該当)で、所定の規模(同法施行令第8条2項二号により床面積750m²)以上のものについて、その特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要な指示をすることができる。